

令和6年度

指定給水装置工事事業者研修資料

- ① 関連法について
- ② 給水装置工事の概要及び設計審査について
- ③ 給水装置工事の施工及び道路復旧について
- ④ 給水装置工事の検査について
- ⑤ 給水装置工事に関するトラブル及び違反行為について
- ⑥ 誤接合（クロスコネクション）等に係る事故防止について

いわき市水道局
営業課 給水装置係

① 関連法について

1. 指定給水装置工事事業者制度
(指定事業者制度)
2. 給水装置の構造及び材質の基準
(構造・材質基準)

1. 指定給水装置工事事業者制度 (指定事業者制度)

改正水道法 平成30年12月12日制定

- ・ 第25条の2 指定の申請
- ・ 第25条の3 指定の基準
- ・ **第25条の3の2 指定の更新（改正水道法で新たに規定）**
- ・ 第25条の4 給水装置工事主任技術者
- ・ 第25条の7 変更の届出
- ・ 第25条の8 事業の基準
- ・ 第25条の9 主任技術者の立会
- ・ 第25条の10 報告又は資料の提出
- ・ 第25条の11 指定の取消し

水道法の一部改正 令和6年4月1日施行

- ・ 給水装置に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管

指定事業者に関する指定の申請、更新、変更の届出などの規則については、水道法第3節に一括で定められています。

その中でも指定の更新については、平成30年12月に成立となった改正水道法で新たに規定され、令和元年10月1日に施行されました。

また、令和6年4月1日付けで施行された水道法の改正に伴い、水道行政の所掌省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。

指定の基準(水道法第25条の3)

- ① 事業所ごとに「給水装置工事主任技術者」を選任すること。
- ② 省令で定める機械器具を有すること。
- ③ 法律で定める欠格要件に該当しないこと。
(誓約書の提出)

まず初めに、指定の基準についてです。

基準は上記に示している3つとなります。

指定を受けるためには、①から③の3つの項目を満たさなければなりません。

②の省令で定める機械器具とは、

- ・金切りのこなど、管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器など、管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチなど、接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ

の4つを言います。

また、③の法律で定める欠格要件には、

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として省令で定めるもの
 - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- などの要件があります。

指定の更新(水道法第25条の3の2)

これまでの制度では...

所在不明の指定事業者が多数存在

5年ごとの更新制度を採用

- ・所在不明事業者の減少
- ・指定事業者の資質の維持・向上

更新手続きを行わなければ...

指定事業者としての**効力を失う。**

続いて、指定の更新についてです。

平成30年12月成立となった改定水道法以前の制度では、指定事業者が名称や所在地の変更、事業の廃止や休止をする際に、水道局へ、その届出を行わないことで、所在不明の指定事業者が多数存在するといった問題が、全国的に発生していました。

指定の更新制度には、そのような所在不明事業者の抑制や、指定事業者の資質の維持・向上という効果があります。

令和元年度からは、5年ごとくに更新手続きを行わなければ自動的に指定事業者としての効力を失うことになりました。

主任技術者(水道法第25条の4)

- ①事業所ごとに主任技術者を選任すること。
- ② 主任技術者を選任・解任したときは、遅滞なく届出を行うこと。
※ 主任技術者が欠けた場合は、その日から2週間以内に新たに選任しなければならない。
- ③ 工事従事者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
- ④主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 水道事業者との連絡又は調整

主任技術者は指定の基準にもありましたが、事業所ごとに選任しなければなりません。

また、選任した主任技術者が退社等でいなくなってしまった場合は、その日から2週間以内に別の主任技術者を選任しなければなりません。

主任技術者は、④のとおり、職務を誠実に行わなければなりません。

(4)の連絡調整が必要な事項には、

- ・ 給水管の分岐工事時における配水管の位置の確認
- ・ 工事を完了した旨の連絡

などがあります。

工事の完了とは給水装置工事の完成検査の受検、しゅん工図の提出までを含みます。しゅん工図の提出がなされていない場合は、指定の要件にそぐわないものと判断し、更新の手続きを保留とさせていただきますので、ご注意ください。

指定事項の変更項目		定款 及び 登記簿謄 本	住民票 又は 外国人登録 証明書の写 し	誓 約 書	位 置 図	変 更 前 の 指定事業者 証
法人	① 所 在 地	●			●	●
	② 名 称	●				●
	③ 代 表 者	●		●		●
	④ 役 員	●		●		
個人	① 所 在 地		●		●	●
	② 氏名又は名称		●			●
	③ 法 人 化	●		●		●

続いて、変更の届出についてです。

変更事項が生じた際には、速やかに提出をお願いします。※様式はホームページに掲載

手続きによって、提出書類が少しずつ変わりますので、ご注意ください。

原本提出の無いものに関しては、メールにて変更届の提出もできます。

指定事項に変更がある場合や事業を廃止、休止、再開するときは水道局に届出をしなければなりません。

特に、法人の役員の変更がされないケースが非常に多くあります。

役員変更がある場合は、速やかに水道局へ届出を行いましょう。

代表者の変更があった場合は、後任を選任したうえで早急に報告してください。

また、工事期間中に主任技術者が退職等で不在になった場合も変更の手続きが必要になりますので、給水装置係まで報告してください。

選任の主任技術者が欠けるに至ったときは、14日以内に新たに主任技術者を選任し、届出が必要です。

指定事項の変更については変更のあった日から30日以内となっています。

そのため、登記事項証明書を提出する場合は、届出日から1カ月以内に発行されたものの提出をお願いしています。

なお、法律に規定されているものではありませんが、電話番号やFAX番号等の連絡先に変更があった場合も届出をお願いします。

事業の基準(水道法第25条の8)…施行規則第36条

省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、
適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- ① 給水装置工事ごとに主任技術者を指名
- ② 分岐工事等の施工時には、技能を有する者を配置
- ③ 分岐工事等は、承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に
合うように施工
- ④ 研修の機会の確保に努める
- ⑤ 構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない／
適さない機械器具を使用しない
- ⑥ 指名した主任技術者に工事記録を作成させ、3年間保存

続いて、事業運営の基準についてです。

これは、指定事業者が最低限守るべき、事業の運営に関する事項を定めたものです。

指定事業者は、省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、
適正な事業の運営に努めなければなりません。

具体的な基準の内容は、施行規則第36条に示されています。

主任技術者の立会（水道法第25条の9）

水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る**主任技術者を検査に立ち会わせること**を求めることができる。

報告・資料の提出（水道法第25条の10）

水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において**施行した給水装置工事に**関し**必要な報告又は資料の提出**を求めることができる。

続いて、主任技術者の立会についてです。

水道事業者は、お客さまの給水装置を検査することができますが、この検査を的確に行うため、その工事を施行した主任技術者の立会いを、指定事業者に求めることができます。

次に、報告・資料の提出についてです。

水道事業者は、指定事業者に対し、施行した給水装置工事に関して必要な報告または資料の提出を求めることができます。

指定の取消し(水道法第25条の11)

◎ 以下に該当するときは、**指定を取り消す**ことができる。

- ① 指定の基準に適合しなくなった
- ② 主任技術者の選任・届出違反
- ③ 変更、廃止、休止、再開の届出違反または虚偽の届出
- ④ 適正な事業運営ができない
- ⑤ 検査における主任技術者の立会の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない
- ⑥ 報告・資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない。虚偽報告
- ⑦ 水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれ大きいと判断されるとき
- ⑧ 不正の手段により指定を受けた

続いて、指定の取消しについてです。

水道事業者は、次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができます。

①～⑥は、先ほど説明させていただいた法令等に違反する場合が規定されております。

⑦について、一例としては、クロスコネクションなどにより、配水本管へ水道以外の水が逆流し、周辺へ多大な被害を及ぼした場合などがあげられます。

⑧は、指定事業者の指定を受ける際に、不正の手段を用いた場合が該当します。

以上が、指定の取消し要件となります。

2. 給水装置の構造及び材質の基準 (構造・材質基準)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

指定事業者は、給水装置工事を適正に施行することができると認められるものとして指定されている。

構造材質基準とは、給水装置が有すべき必要最低限の基準を示したものです。

水の供給は「給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合すること」が大前提となっており、適合していなければ水道局が給水を停止することができます。

常時、水質基準に適合した水を供給するためには、給水装置からの水の汚染があってはなりません。

そのため、給水装置工事を適正に施行することが出来ると認められるものとして、事業者を指定しております。

◎施行令で定める給水装置の構造及び材質の基準 7 項目

- ①配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- ②配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- ④水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- ⑤凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ⑥当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

構造・材質基準は、施行令第6条で7項目定められております。

重要な項目ですので、必ず覚えてください。

①配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。

分水の穿孔離隔のことです。管強度や健全な水圧の確保に関するもの。

②給水管の口径は、水の使用量に比べて著しく過大でないこと。

過大口径であると水が滞留し、健全な水質を保てないため。

③配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

配水管の水圧低下や水撃圧の発生防止のため。

ブースターポンプのユニットには減圧式逆流防止器がついています。

④水圧等の荷重に対して耐力を有し、水の汚染や漏水のおそれがないこと。

給水装置の耐圧性能に関する事です。

不浸透質の材料により作られたもので、継目等から水が漏れ、又は汚水が吸引されるおそれがないものでなければならないとしたもの。

⑤凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が取られていること。

凍結や破壊を防ぐため、地下の一定以上の深さに埋設すること。

埋設しない場合は管に防食、保温工事等を施すこと。

⑥給水装置以外の水管に直接連結されていないこと。

受水槽以降の給水管や井戸水等と連結してはならないということです。

⑦水槽、プールなど、水を受ける器具や施設等に給水する給水装置は、水の逆流防止措置が取られていること。

水を受ける容器や施設等に給水する給水装置にあつては、給水装置内が負圧になった場合に貯留水等が逆流するおそれがあるので、それらと十分な吐水口空間を保持する、又は有効な逆流防止措置を具備すること。

◎構造・材質基準の適合品

給水装置に用いる給水管や給水用具は『**基準適合品**』でなければならない。

基準適合品とは...

- ・ 自己認証・第三者認証の証明があるもの。
- ・ 基準を満足する製品規格の適合品である証明があるもの（JIS、JWWAなど）。

日本産業規格品	J I Sマーク
社)日本水道協会認証品	J W W Aマーク、検査証印
第三者認証品	各団体認証マーク
自己認証品	自社検査証印

次に、構造・材質基準の適合品についてです。

給水管や給水用具は、『基準適合品』でなければなりません。

【基準適合品とは】

製造者が自ら品質管理・製品検査を適正に行う自己認証や認証機関など第三者認証の証明があるもの、

JIS、JWWAなどの基準を満足する製品規格の適合品である証明があるものを言います。

ただしJISについては、水道用かどうかの確認が必要です。

◎第三者認証機関による給水用具の認証マーク



シールの場合

公益社団法人
日本水道協会



押印等
の場合

一般財団法人
日本ガス機器検査協会



一般財団法人
日本燃焼機器検査協会



一般財団法人
電気安全環境研究所

【参考】
(公社) 日本水道協会
特別基準適合品表示マーク



シールの場合

基準省令の基準に加えて、
他の性能を付記したことを
示すマーク



押印等
の場合

これらは、第三者認証機関による給水用具の認証マークです。

このマークがついている給水用具は、基準適合品となっています。

これらについては、給水装置工事設計施工指針にも記載がありますので、
ご確認ください。